

# 横浜市従

〒220-0031  
横浜市西区宮崎町25  
発行 横浜市従  
責任者 高井一聡  
☎ 045 (241) 0005  
FAX 045 (241) 4987  
HP <http://www.siju.or.jp>  
✉ [mail@siju.or.jp](mailto:mail@siju.or.jp)  
定価・1部20円

(本紙の購読料は、組合費に含まれており、配布は1人1枚です。)

機関紙を  
ご家庭に

わたしたちの組合は、支援の輪をさらに広げ、解雇争議の早期全面解決に向けて力一杯たたかう決意です！ JAL争議団がこれまで不当解雇撤回争議を続けてきたことができたのは、支援者からの物心両面の支えがあったからです。この解雇争議は、被解雇者だけのたたかいではないと思っています。ユーチューブで「JAL青空チャンネル」配信中(写真II特設スタジオ)



## 滑走路を外れたような回答では着地できません

山口 宏弥さん  
JHU執行委員長

1972年に日本航空パイロット訓練生として入社。副操縦士などを経て1991年に機長となり、ヨーロッパ線を中心に乗務。2010年大晦日、年齢基準を理由に解雇され、翌年1月、JAL不当解雇撤回裁判パイロット原告団長に。現在はJHU (JAL被解雇者労働組合) 執行委員長。「黄金の60代は闘争一色でした」。著書に『安全な翼を求めて』ほか。

# 安全な翼を求めて 解雇撤回争議つづく

「あのとき死んだと思えばいい。今できるだけのことをやるだけです」  
米アンカレッジ空港で貨物墜落事故が起きた1977年の「あのとき」を山口さんは静かに振り返ります。  
当時は牛肉の輸入自由化の前です。生きたまま連れてくれば「国産牛」として販売できることに目を付けた大手商社らと、輸出の帰路便に積み荷がなく無駄にしていた日航。両者の一致した利害の後景へと追いやられていたのが「空の安全」です。  
生きた牛を一頭でも多く載せるため、固定せずに7頭ずつ柵で囲い、49頭をバラ積みします。動く牛に機体は揺れやすく不安定で、し尿に起因するトラブルが起き、たびたび計器は異常を示しました。  
航空局は危険を認識しながら、官製企業の利益だけを追求して、基準と根拠がないまま承認していました。  
離陸直後の機体が墜落した日、生牛のバラ積み貨物便は2便ありました。もう一便の乗員に、山口さんがいました。「便が遅えば、死んでいた

JAL争議II現在の日本で最大の不当解雇撤回争議。中央執行委員会、勝利解決に向けた支援を具体化する方向で、秋季年末争闘方針の提案を準備しています。企業内2労組は、会社の示した職務提供(業務委託)2年間、最低賃金ほか労働関連法適用除外などに合意し争議を終結しましたが、粘り強く闘い続ける仲間がいます。  
聞き手II本部・瀧屋歩、高井一聡

今号の紙面  
1 区画移動  
2 非正規にはゼロ回答  
3 視座  
4 住民主体のDX  
戦争とトラウマ (上)  
婦人部つづい 地元の歴史館  
執行部だより 「3つのゼロ」推進  
映画『ワタシタチにエンゲル!』  
入管の恐るべき差別

「パイロットの三大疾病と言われるのが▼もう膜炎▼腰痛▼不整脈です。日常業務で繰り返される徹夜と時差は、不整脈を招くに十分すぎる要因で、不整脈になると安全運行のために3か月は休まなければなりません」  
会社側は、そうした疾病と休務の期間や回数、それと年齢を使って、解雇したい労働者が該当するように人選基準案を用意しました。  
「空の安全は、知識、技術、経験、チームワークが基本です。年齢で区切り、ベテラン職員を大量解雇する会社の姿

クビ切り基準  
モノ言う労働者を  
ねらい撃ち

「最高裁判決  
交渉へ解決を  
差し戻し」

解雇されたうち148人が  
解雇撤回を求めて提訴しました。ところが、整理解雇の4要件を争った裁判は一番も二審も敗訴。そして2015年2月4日、最高裁判所は審議を尽くさず上告を棄却し、解雇を容認しました。  
「東京地裁が選任した管財人による解雇事件で、管財人を相手に東京地裁へ訴えたのです。サッカーに例えれば、相手チームから審判が出ていないような試合です。敗訴は決まっていたようなものでした」と山口さんは話します。  
しかし、最高裁は翌2016年9月23日、今度は「不当労働行為 団結権侵害、憲法28条違反」との東京高裁の判決を確定させました。前年の最高裁に翌年の最高裁が異を唱えて労使の交渉へ解決を差し戻したと言えるものです。

このときの判決は次のように述べています。  
会社が存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない。  
会社更生法で史上最高益をあげていたJALの「整理解雇」。ILO(国際労働機関)は「被解雇者の優先雇用」の履行などを4度も勧告しています。



たたかう争議団と支援者の足並みの揃った運動は続く  
定例横浜宣伝 (8月22日=横浜駅西口)

「(経営が)ILO勧告にすぐに従ってれば、多くの仲間が原職復帰できていたはず。家族関係がめっちゃくちゃになった仲間もいます」  
一方、JAL経営が不当解雇の争いに提示した解決案は労働関連法が不適用で経営側が免責される「雇用によらない働き方」。これが破壊された雇用と権利の回復か?

全面勝利まで  
ひとりの原告も  
取り残さない

JAL被解雇者労組は、長引く争議で定年年齢を超えて企業内組合の組合員資格を失った乗員3人で結成されました。現在は客室乗務員をあわせて23人の組合員がいます。要求には、「原職復帰」と「損害を補償する解決金」を掲げています。かつて企業内組合が決めた統一要求4項目「原職復帰」「希望者の地上職勤務」「不利益負担の補填」「労使関係の正常化」に準じており、要求の基本をなす土台は「ひとりの原告も取り残さない全面解決」です。「私はパイロットなのでね。みんなが納得する滑走路にか着地できないんですよ」

「(経営が)ILO勧告にすぐに従ってれば、多くの仲間が原職復帰できていたはずです。家族関係がめっちゃくちゃになった仲間もいます」  
一方、JAL経営が不当解雇の争いに提示した解決案は労働関連法が不適用で経営側が免責される「雇用によらない働き方」。これが破壊された雇用と権利の回復か?